

土地改良区だより

〈 第 25 号 〉



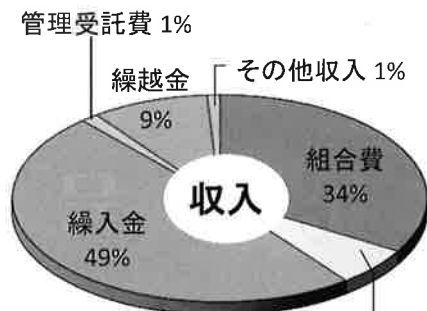
発行者
柏崎土地改良区
(水土里ネット柏崎)

柏崎市三和町 8 番 19 号
TEL代表 (0257) 22-3855
FAX (0257) 22-2613

令和 3 年 4 月 1 日 発行

令和3年度予算概要

一般会計

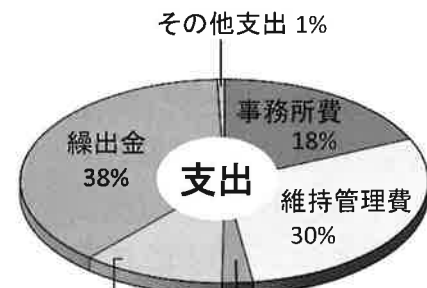


補助金及び交付金 6%

組合費	181,960 (34%)
補助金及び交付金	32,690 (6%)
繰入金	264,890 (49%)
管理受託費	7,430 (1%)
繰越金	49,450 (9%)
その他収入	5,440 (1%)

収入総額 541,860

単位:千円



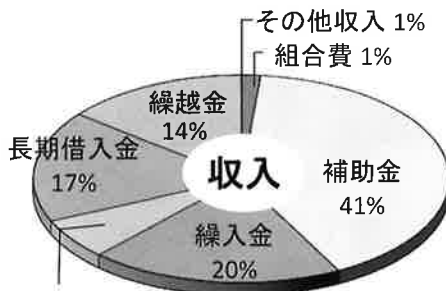
償還金及び利子 11%

事務所費	98,810 (18%)
維持管理費	159,880 (30%)
適正化事業費	13,420 (2%)
償還金及び利子	60,910 (11%)
繰出金	205,720 (38%)
その他支出	3,120 (1%)

支出総額 541,860

単位:千円

事業会計

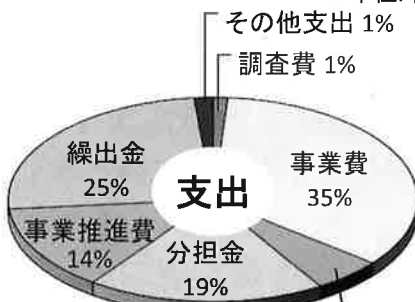


受託事業収入 6%

組合費	9,214 (1%)
補助金	254,377 (41%)
繰入金	123,311 (20%)
受託事業収入	39,644 (6%)
長期借入金	108,225 (17%)
繰越金	88,992 (14%)
その他収入	237 (1%)

収入総額 624,000

単位:千円



受託事業費 5%

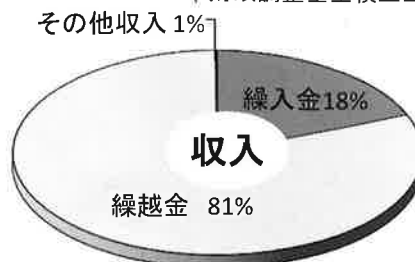
調査費	7,000 (1%)
事業費	215,858 (35%)
受託事業費	34,200 (5%)
分担金	117,235 (19%)
事業推進費	84,565 (14%)
繰出金	155,900 (25%)
その他支出	9,242 (1%)

支出総額 624,000

単位:千円

積立金会計

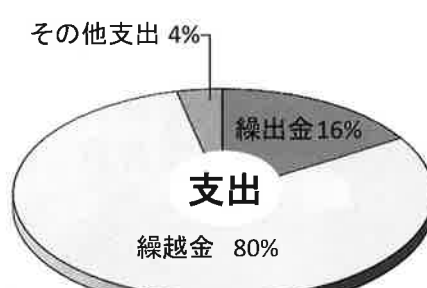
農地転用決済積立金
役員退任報償積立金
職員退職給与積立金
維持管理費積立金
財政調整基金積立金



繰入金	124,820 (18%)
繰越金	536,314 (81%)
その他収入	954 (1%)

収入総額 662,088

単位:千円



繰出金	107,126 (16%)
繰越金	531,794 (80%)
その他支出	23,168 (4%)

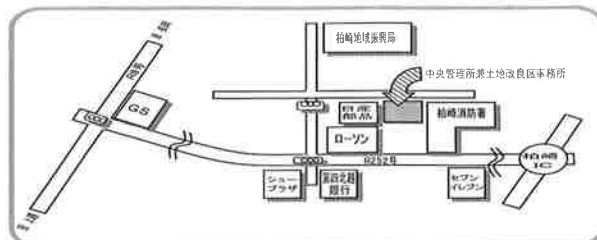
支出総額 662,088

単位:千円

～土地改良区事務所 案内図～
〒945-0034 柏崎市三和町8番19号
TEL(0257)22-3855 FAX(0257)22-2613

ホームページも、よかったら覗いてみて下さい。

<http://www.kashiwazaki-dokai.jp/>



第12回通常総代会開催

3月11日、柏崎土地改良区会議室において現総代の任期中最後となる第12回通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のさらなる徹底が呼びかけられていますので、安全面を第一に考慮し書面議決による開催となりました。

令和2年度補正予算、令和3年度予算、定款変更、新規土地改良事業計画等33議案が全て可決されました。



(予算概要は2頁)

議長：渡邊一郎氏(第5選挙区刈羽村下高町)

総代定数：80名(現在数78名)

出席者：73名 出席率 93.5%

～役員(監事)の補欠選挙について～

監事1名が欠員となったことを受けて、役員補欠選挙が行われました。3月2日に公告し、候補者の数が選挙すべき監事の数を超えなかったために、投票は行われませんでした。

3月11日に選挙会が開催され、下記のとおり当選人が決定しました。なお、新役員の任期は令和3年3月19日から令和3年6月26日までの期間となります。

役職 監事

【お悔やみ】

氏名 藤川 哲昭(刈羽村赤田北方)
(敬称略)

監事の黒坂正春様が逝去されました。生前のご功
労に敬意を表し、心よりご冥福をお祈りいたします。

◇ 配付物を郵送に変更します! ◇

集落在住の組合員の皆様への配布物をすべて郵送にすることに致しました。

【郵送に変更する配布物】

- ・賦課金通知書及び領収書
- ・土地改良区だより



【回覧文書の取りやめ】

今まで各集落に、面積の変更・組合員の変更がある場合は「届出をお願いします」の文書回覧をお願いしておりましたが、令和3年から取りやめました。

今後は「土地改良区だより」の掲載のみとなりますので、ご確認をお願い致します。

いままで配付を担当してくださいました皆様ありがとうございました。

国営ダム貯水状況

栃ケ原ダム（有効貯水量：2,300千m³）



上流右岸カメラ 右岸監視カメラ
令和2年12月25日：満水

後谷ダム（有効貯水量：1,100千m³）



別山大橋より堤体を望む
令和2年12月19日：満水

市野新田ダム（有効貯水量：1,600千m³）



右岸より堤体を望む
令和2年11月14日：満水

国営ダムの受益地で渇水が生じそうな場合は、堰組合や維持管理組合等を通じて土地改良区へ連絡をお願いします。また、中央管理所では鯖石川・別山川及び鶴川水系の古町頭首工の水位を確認できますが、ため池掛かりや溪流掛かりの地域（新規受益地）の水利状況を確認することができないため、ダム用水の必要な場合は、早めに連絡をお願いいたします。

栃ケ原ダムは、冬季はダムへ至る市道が通行止め、また徒歩でも雪崩の危険があることから中央管理所で監視を行っています。後谷ダム及び市野新田ダムでは、毎週作業を行っています。



市野新田ダムでは2/18現在、約3メートルの積雪がありました。



後谷ダム浸透量観測：浸透量、濁度、水温を手動計測します。

令和3年度配水計画について

土地改良法改正により農業用水の配分調整についてルール化する利水調整規程が義務化されました。これに伴い、令和3年度における配水計画が理事会において定められました。ダム及び各地区の配水期間の概要は次のとおりです。

【ダム放流計画】



栃ヶ原ダム	配水期間 7/11～8/31	最大放流量 1.00m3/s
後谷ダム	配水期間 7/19～8/30	最大放流量 0.30m3/s
市野新田ダム	配水期間 7/11～8/31	最大放流量 0.40m3/s

※天候等により用水が不足する際に放流を行います。



【各地区水利施設の配水計画の概要】

善根堰地区	4/21～8/31	高田地区	4/15～8/31	花田地区	4/10～8/31	北野地区	4/1～9/10
安田地区	4/21～8/31	西割地区	5/1～8/31	飯塚地区	4/10～8/25	坂田地区	3/15～10/31
小坂堰地区	4/10～8/31	別俣地区	4/19～8/31	宮之下地区	5月～8月	灰爪堰地区	4/14～8/31
藤井堰地区	4/15～8/30	長崎新田地区	4/20～8/25	北鯖石東部地区	4/15～8/31	灰爪堰左岸地区	7/1～8/31
古町堰地区	4/15～8/31	中通地区	5/1～5/30, 7/19～8/20	愛宕沖地区	4/1～9/30	大津地区	4/20～9/10
豊田地区	西江不足時に稼働	矢田地区	4/12～9/6	善根ほ場地区	4/21～8/31	新保地区	4/15～8/31
上田尻地区	4/15～8/31	吉井地区	4/15～8/31	亀之倉地区	4/21～8/31	五日市内方地区	4/10～9/10
北条地区	4/15～8/31	曾地地区	4/10～8/31	浜忠地区	4/10～8/25	刈羽地区	4/21～8/30
南条地区	4/21～8/31	曾地新田地区	4/15～9/5	鎌田地区	3月～9月		

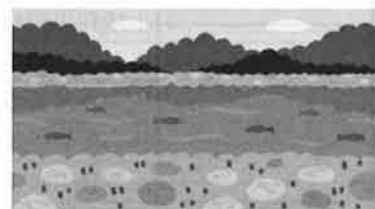
※配水期間は水利施設により異なる場合があります。また、天候等により変更になる場合があります。

※詳しくは各地区の水利担当者又は土地改良区までお問合せください。

ご存じですか？ 許可水利権 について

河川法第23条により定められ、河川から水を取水できる権利をいいます。農業用水をはじめ、発電や工業用水、水道用水など河川から取水する場合は必ず許可を受ける必要があります。また、許可を受ける際には水利使用規則により条件が付され、使用者はこの規則に基づき取水期間や取水量の制限を受けることになります。

これは、「河川」は公共用物であり河川の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がされるよう、また公共の福祉を増進することを目的としているため、たとえ農業用水でも無制限に取水をすることはできないように法制化されています。



河川から取水できる農業用水は限りある水資源です。無駄のない水利用をお願いいたします！

水路・ため池に近づかないで！！

- 毎年全国各所の用排水路・ため池などで、子供たちや高齢者の痛ましい水難事故が多数発生しています。**これからの時期は、用水路やため池の水を農作業でたくさん使うので水量が増えて大変危険です。**

家庭内でも、地域においても、声をかけあって水難事故にあわないようご協力をお願いします。

- 4月20日～5月20日は『水難事故防止強化期間』です。各地域におかれましても危険箇所がないかなど再確認をお願いします！



用水路にゴミを捨てないで！！

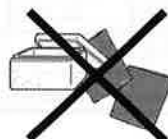
- 用水路におけるゴミ撤去作業に多くの労を要しています。特に生活ごみなどが捨てられていることがあり対応に苦慮しています。

生活ゴミをすてないでください

ビン、缶、ペットボトル、くず野菜等を用水路へ捨てないでください。



飛散ゴミの流入防止にご協力をお願いします



マルチ、発泡スチロール、ビニールシート、肥料袋等は風で飛ばされないようしっかり固定するなどの対応をお願いします。

令和3年度事業の取り組み

◆かんがい排水事業（国営関連事業関係）

国営事業によるダム建設工事は昨年度で完了しましたが、今後もこのダム用水を受益地に配水するための関連工事を引き続き行っていきます。

単位：千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
柏崎1期	かんがい排水事業 (新農業水利システム)	335,000	H18～R4	【山口堰】用水路工、宮川江揚水機場工、河川協議 1.0式 【新田堰】用水管路工、揚水機場工、河川協議 1.0式 【西山右岸(長嶺)】分水工 1.0式
1地区	計	335,000		

◆大区画ほ場整備事業

本年度から『中鯖石南部地区』及び『山口地区』が新規地区として事業に着手します。これにより令和3年度は管内10地区でほ場整備事業が展開される事となります。

【実施地区】

単位：千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
高田中部 (藤橋・堀・新道)	経営体育成基盤整備事業	94,000	H26～R3	確定測量・完了整備 1.0式、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	1,000	H26～R3	土地利用調整及び推進活動
高田南部 (新道・堀・南下)	経営体育成基盤整備事業	96,000	H27～R3	確定測量・完了整備 1.0式、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	1,280	H27～R3	土地利用調整及び推進活動
五日市・内方	経営体育成基盤整備事業	150,000	H28～R6	暗渠排水・確定測量・完了整備 1.0式、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	920	H28～R6	土地利用調整及び推進活動
長嶺	経営体育成基盤整備事業	77,000	H28～R4	暗渠排水 1.0式、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	900	H28～R4	土地利用調整及び推進活動
畔屋	経営体育成基盤整備事業	222,000	H30～R5	区画整理 10.7ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	940	H30～R5	土地利用調整及び推進活動
本条	経営体育成基盤整備事業	328,000	H30～R5	区画整理 19.8ha、換地費 1.0式
	土地利用調整事業	1,140	H30～R5	土地利用調整及び推進活動
黒滝	農業農村整備事業調査計画	80,000	R2～R7	揚水機場工 1.0式、換地費 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	860	R2～R7	土地利用調整及び推進活動
和田	農業農村整備事業調査計画	80,000	R2～R7	貯水槽・用水施設工 1.0式、換地費 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	740	R2～R7	土地利用調整及び推進活動
中鯖石南部 【新規】	農業農村整備事業調査計画	70,000	R3～R11	実施設計 1.0式、換地費 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	1,440	R3～R11	土地利用調整及び推進活動
山口 【新規】	農業農村整備事業調査計画	36,000	R3～R8	実施設計 1.0式、換地費 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	780	R3～R8	土地利用調整及び推進活動
10地区	計	1,243,000		

【調査地区】

単位：千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
安田	農業農村整備事業調査計画	11,592	R2～R4	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	2,430	R2～R4	従前地権利関係調査 1.0式
矢田	農業農村整備事業調査計画	11,240	R2～R3	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整事業	1,187	R2～R3	従前地権利関係調査 1.0式
2地区	計	26,449		

【促進費交付地区】

ほ場整備(経営体育成基盤整備)事業の完了地区には、工事後の農地を担い手が一定以上耕作、また集約する事により、事業期間中に借入を行った地元負担金の繰上償還に充当するための促進費が交付されます。

県予算の都合で複数年での分割交付とはなりますが、令和3年度は既に事業完了している下表2地区に交付される見込みです。なお昨年度に事業完了した『山室地区』は令和4年度からの交付となる見込みです。

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
善根(飛岡)	高度経営体集積促進事業	29,500	R1～	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
下田尻		21,500	R2～	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
2地区	計	51,000		

◆中山間事業

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
西山内郷	中山間地域総合整備事業	25,800	H22～R3	藤掛排水路工 1.0式
1地区	計	25,800		

◆ため池等整備事業

ため池の耐震性・豪雨時の安全性を向上させるため、新たに中通地内の4つのため池が事業に、畔屋地内の2つのため池が調査設計に着手します。また、長崎新田地内の大川堰では、老朽化が進む堰直下の河川護床工に着手します。

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
矢田	ため池等整備事業 (用排水施設《隧道》)	250,000	H30～R4	トンネル工(在来機械掘削工法) 1.0式
本村大池	ため池等整備事業 (一般型)	85,000	H30～R4	ため池堤体工 1.0式
刈羽長池		28,000	H30～R3	ため池堤体工 1.0式
五日市大池	ため池等整備事業 (地震豪雨対策型)	37,000	H29～R3	堤体工 1.0式、洪水吐工 1.0式
日ノ入池		80,000	H31～R4	ため池堤体工 1.0式
小田ノ入池		215,000	R2～R4	ため池堤体工 1.0式
柳沢池【新規】		12,000	R3～R5	実施設計 1.0式
入田池【新規】		15,700	R3～R5	実施設計 1.0式
仁王谷池【新規】		12,200	R3～R5	実施設計 1.0式
駒越池【新規】		11,000	R3～R4	実施設計 1.0式
大川堰【新規】	ため池等整備事業 (河川応急)	61,300	R3～R4	実施設計、堰護床工 1.0式
大久保池【新規】	農業水利施設保全 合理化事業(調査設計)	13,000	R3	地質調査・施設改修計画策定 1.0式
境田池【新規】		13,000	R3	地質調査・施設改修計画策定 1.0式
13地区	計	833,200		

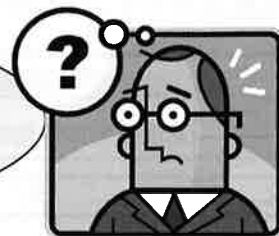
◆その他事業

単位:千円

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
荒井用水路2期	長寿命化・防災減災事業	6,700	R3～R4	用水路工 L=171m
刈羽	村単事業	130,000	R3	刈羽中部第3・第4 電気設備整備 1.0式 十日市小堰ゲート改修 1.0式
浜忠	県単事業(農道整備)	3,000	R3	農道整備(表層工) 1.0式
追田池	県単事業(農地防災)	18,000	R3	ため池堤体工 1.0式
土合新田	県単事業(かんがい排水)	2,497	R3	水中ポンプ更新 1.0式【R2年より繰越】
北野第2揚水機場	維持管理適正化事業	2,300	R3	主ポンプ分解整備工 1.0式
神成川水管橋		6,000	R3	用水管(水管橋)取替 1.0式
7地区	計	168,497		

土地改良区 しりーず

どんな地域が『ほ場整備
事業』に取り組んでいるの？



柏崎土地改良区が関係者の要望や実施の必要性から、令和3年度に取り
組む事業は、6～7頁に記載のある事業・地区です。

今回は、県営ほ場整備事業について、管内の取り組み状況をお話します。

柏崎市のほ場整備率は50％程度となっており、新潟県全体の整備率
63.5％と比較するとまだまだ遅れている状況です。（令和元年集計値）
刈羽村は平成初期に事業を導入し約91％の整備率となっています。

ところでほ場整備事業に着手するためには、受益地内の関係所有者全員
（100％）の同意が必須ですが、近年では未相続地や相続放棄地なども
増えてきており、事業への合意形成を図るために、地元の役員も相当なご
苦勞をされている現状があります。

今回は、そのようなご苦勞を乗り越えて事業に着手している地区、及び
現在合意形成に鋭意取り組んでいる地区をご紹介します。

また、この場をお借りしまして、これら関係地区の地元役員の方々のご
尽力に深く敬意を表します。

【事業実施中】

- 高田中部（大字新道・堀・藤橋） ○高田南部（大字新道・堀・南下）
- 五日市・内方・大坪（西山町） ○長嶺（西山町） ○畔屋
- 本条（大字北条・本条・東条） ○和田（西山町） ○黒滝
- 中鯖石南部（大字与板・宮平・善根） ○山口

【調査実施中】

- 矢田 ○安田

【調査申請中】

- 西山中部 ○高田西部

【合意形成中】

- 久之木 ○平井 ○上田尻

次号では、『ため池等整備事業』の事業内容・取組地区をご紹介します。

土地改良区の賦課金について

土地改良区が皆様へ負担をお願いしている経費は下記のとおりです。
(単価は令和3年度です。)

事業を実施している地区においては、毎年の事業費に対して農家負担が発生します。(農家負担は各事業の行政からの補助率により異なります。)
ご理解とご協力をお願いいたします。



！ 第1期賦課金の納期限が変わります

5月25日 → 6月15日

令和3年度より、第1期賦課金の納期限を
5月25日から6月15日に変更いたします。
それに伴い、口座引落日が6月15日になりますので、ご了承ください。

賦課基準				期別納付率(※)		
賦課金種別	対象地	地目	10a当たり賦課額	1期	2期	3期
①運営事務費	改良区内の土地の内、一般区	田	2,600 円	50%	50%	
		畑・雑	1,300 円	50%	50%	
	" 特別区	田	1,800 円	50%	50%	
		畑・雑	900 円	50%	50%	
②維持管理費	維持管理事業実施地区	田	地区別に設定	100%		
* 刈羽地区維持管理費	維持管理事業実施地区	田	3,900 円	50%	50%	
③ダム管理費	ダム用水供給受益地	田	1,300 円	50%	50%	
④-1 事業費償還金	事業実施地区の内、借入に伴う償還金のある土地	田 (地区によっては畑・雑)	借入額・償還年数により地区毎に異なる		100%	
④-2 事業費賦課金	事業実施地区において、各年度毎の事業費負担金がある土地	田 (地区によっては畑・雑)	毎年の予算状況・借入残額により地区毎に異なる			100%

※1期=R3.6.15 2期=R3.10.15 3期=R4.3.29 (金融機関が休業日の場合は翌営業日)

組合員名簿兼土地原簿で土地台帳のご確認を!!

賦課金通知書に組合員名簿兼土地原簿(賦課の対象となる土地を記載したもの)を同封しています。
変更や訂正があれば届出をお願いします。

組合員資格等に変更のあった時

- ・農地の移動(売買、交換、農業委員会等での貸借契約及びその解除)
- ・組合員の名義変更(贈与、農業者年金受給、老齢等での経営移譲、死亡による相続等)
- ・組合員の住所や電話番号の変更
- ・賦課金の口座振替及び指定口座番号の変更

農地を転用する時等

- ・農地を農地以外(宅地、森林等)に転用する時
- ・使用目的を変更する時(田から畑へ)
- ・公共事業で用地買収された時(道路、河川等)
- ・農業委員会より非農地の判断が下った時

お問い合わせは 柏崎土地改良区 総務課まで TEL 0257-22-3855

届け出用紙は、当改良区ホームページからダウンロードできます。(http://www.kashiwazaki-dokai.jp/)

組合員のみなさまへ

令和2年度賦課金未納状況

期別	旧町村名	未納者人数	金額(円)
1期	中 鯖 石	5	25,994
	北 条	8	100,778
	田 尻	3	41,584
	北 鯖 石	2	67,114
	西 中 通	1	39,662
	中 通	4	33,313
	高 田	3	27,168
	上 条	3	8,875
	別 俣	1	17,932
	西 山 町	6	19,924
	刈 羽 村	4	282,547
1期 計		40	664,891
2期	中 鯖 石	6	25,655
	北 条	9	51,265
	田 尻	3	21,470
	北 鯖 石	2	40,690
	西 中 通	1	15,385
	旧 柏 崎	1	4,330
	中 通	6	296,209
	高 田	2	11,722
	上 条	4	19,395
	別 俣	2	10,306
	野 田	1	1,455
	西 山 町	8	123,592
	刈 羽 村	4	287,111
2期 計		49	908,585
合計		89	1,573,476

(R3.2.22現在)

西山町浜忠・鎌田・北野地区の組合員様へ

～維持管理費の納入について～

例年同様、第1期に所有者の方から維持管理費を全額納めていただき、秋頃に耕作者の方から返金される予定です。なお、明細は所有者の方、耕作者の方それぞれに通知いたします。ご理解、ご協力をお願いします。

農地を売買する場合 滞納賦課金は、新資格者が負担

滞納賦課金のある土地の権利を取得する場合は、土地改良法により、新資格者にその納入義務が生じます。競売の場合も同様です。トラブルを避けるためにも、資格取得の際は、必ず土地改良区に確認をお願いします。

★令和元年度の未納賦課金について

昨年5月のたよりでお知らせした未納額(人数)

1,839,041 円(123 人)

R3.2.22 現在の未納額(人数)

792,442 円(32 人)

賦課金の納入には、ほとんどの組合員の方からご理解をいただき、納期限内に納入して頂いております。納入が滞っておられる方は、滞納処分(差押)の対象となりますので、速やかに納入されますようお願いいたします。

【差押の対象となるもの】

預貯金・給与・賞与・年金・生命保険・土地・建物
自動車・その他動産など

★分納など、納入のご相談は

総務課 TEL0257-22-3855 までご連絡下さい。

賦課金の納入は、口座振替が便利です

取扱い金融機関

下記の金融機関から口座振替ができます。

- 農業協同組合…JA バンク新潟
- 銀行…第四北越銀行、大光銀行
- 信用金庫…柏崎信用金庫
- 信用組合…新潟県信用組合、新潟大栄信用組合
- 労働金庫…新潟県労働金庫
- 郵便局…全国のゆうちょ銀行



令和3年度 地区別土地改良区費一覧表

土地改良区費は原則として事業費は所有者、維持管理費等の経常費は耕作者負担となりますので、賃借料を決める時の参考にして下さい。
(10a当り単価)

地 区	関 係 集 落	経常費(※1)	事業費(※2)	備 考
南 鯖 石	笹崎・森近・田島・山室・行兼(ダム水利内)	3,900 ^円	0 ^円	
南 鯖 石	笹崎・森近・田島・山室・行兼(ダム水利外)	2,600	0	
宮 之 下 (ほ 場)	宮之下	4,100	0	
善 根 堰	上加納・中加納・下加納・久ノ木・飛岡・佐之久・石川・久木太	4,700	0	
善 根 (ほ 場)	飛岡・上加納	7,000	1,420	
安 田	鳥越・安田町・中道・三ツ家・城之組・明神・上田尻	5,600	0	
与 板	宮平・与板	4,700	0	
与 板 (上 段)	与板	4,200	0	
宮 平 (ほ 場)	宮平	2,600	0	
善 根 堰 水 利 外	宮平・下加納・久ノ木・飛岡・佐之久	1,800	0	
小 坂 堰	平井・今熊・十日市・中道・畔屋	5,900	0	
南 条 ①	南条(善根堰掛り)	7,200	0	
南 条 ②	南条(上段)	7,000	0	
北 条 ①	東条・深沢・四日町・荒町・家近・山澗・小島・大広田	6,800	0	
北 条 ②	山澗・小島	4,900	0	
北 条 (そ の 他)	山本・引地・中村・大広田・旧広田・赤尾	1,800	0	
愛 宕 沖	鹿島・赤尾・四日町・十日市	4,600	0	
藤 井 堰 (西 江)	上藤井・下藤井・桜木町・春日・橋場・下原・上原・比角・長浜 半田岩上・新田畑・田塚・茨目・上田尻・下田尻・両田尻	5,100	0	
上 田 尻	上田尻	5,900	0	暗渠排水地区
下 田 尻 (ほ 場)	下田尻	5,100	5,000	
豊 田	橋場・上原・下原・春日	5,300	0	
藤 井 堰 (東 江)	中田・畔屋・与三・剣・下大新田・土合新田	5,300	0	
北 鯖 石 東 部	与三・畔屋	7,000	0	
畔 屋 (ほ 場)	畔屋	2,600	0	
大 川 堰	長崎新田	4,800	0	
中 通 ①	矢田(ダム水利内)	5,920	0	
中 通 ②	吉井(ダム水利内)	5,850	0	
中 通 ③	曾地(ダム水利内)	5,750	0	
中 通 ④	矢田(ダム水利外)	3,770	0	
中 通 ⑤	吉井(ダム水利外)	3,700	0	
中 通 ⑥	曾地(ダム水利外)	2,600	0	
中 通 ⑦	花田	3,700	0	
中 通 ⑧	飯塚	3,600	0	
新 田 堰	曾地新田・曾地・花田	4,900	0	刈羽上高町は除く
古 町 堰	上条・古町	4,700	0	
古 町 堰 (高 田)	新道・上方・下方・横山・藤橋・堀・南下	5,000	0	
高 田 中 部 (ほ 場)	新道・藤橋・堀	5,000	580	
西 割 新 道	新道	6,900	0	
黒 滝 ・ 貝 淵	黒滝・貝淵	3,900	0	
宮 之 窪 ・ 山 口	宮之窪・山口	3,900	0	
別 俣 (排 水 路)	久米・水上・細越	4,600	0	
別 俣 (ほ 場)	久米(須山)	2,600	6,500	
野 田	下野田・野田・中組・田屋	3,100	0	
北 野 (ほ 場)	北野	5,100	5,220	
坂 田 (ほ 場)	坂田	3,100	0	
新 保	新保	2,600	0	
五日市・内方・大坪(ほ場)	五日市・内方・大坪	2,600	0	
長 嶺 (ほ 場)	長嶺	2,600	0	
二 田 (そ の 他)	坂田・二田・黒部・長嶺・和田・五日市・内方・大坪・北野	1,800	0	
鎌 田 (ほ 場)	鎌田	5,470	6,600	
別 山 (ほ 場)	別山	2,600	8,900	
別 山 (そ の 他)	別山	1,800	0	
灰 爪 堰	上山田	3,900	11,700	ダム用水受益地
灰 爪 堰	伊毛	3,900	0	
灰 爪 堰 左 岸	田沢・藤掛・池浦・二田・礼拝	4,500	0	
西 山 内 郷	上山田	2,600	11,700	ダム用水受益地外
内 郷 (そ の 他)	田沢・藤掛・池浦・礼拝・鎌田・下山田・伊毛・上山田・尾野内・別山	1,800	0	
浜 忠 (ほ 場)	浜忠	5,600	0	
大 津	大津	4,100	0	
石 地 (そ の 他)	甲田・大崎	1,800	0	
刈 羽	全集落	7,800	0	

※1 経常費には、(運営事務費・維持管理費・ダム管理費)を合算して表示しています。

※2 事業費には、償還賦課金を徴収する(田)単価を表示しており、地区からの繰入金等は記載していません。

総代総選挙日程決定

任期満了に伴う総選挙を下記の日程で行います。次期総代の任期は、令和3年5月25日から令和7年5月24日までの4年間です。

立候補受付日 4月26日(月)・27日(火) 8時30分～17時
受付場所 柏崎土地改良区事務所

選挙期日 5月11日(火) 7時～正午

- *立候補者が定数を超えないときは無投票となり、選挙は行いません。
- *無投票になったことをお知らせする回覧はしませんが、土地改良区、柏崎市役所、刈羽村役場の掲示場に4月28日の午後、当選人の公告をします。
- *もし投票がある場合は、4月30日に投票場所を記載した入場券を発送します。

続いて、役員総選挙も

総代に続き、役員も任期満了による選挙が行われます。次期役員の任期は、令和3年6月27日から令和7年6月26日までの4年間です。役員は、総代が総代会において選挙します。

(流れは以下のとおりですが、日にちは多少前後することがあります。)

- 5月26日(水) 総代に選挙期日の通知及び選挙期日の公告
立候補届出受付開始
- 6月 7日(月) 立候補届出締め切り
*無投票の場合、総代へ総代会中止の連絡
- 6月 8日(火) 立候補者の公告
- 6月10日(木) 選挙期日
*無投票の場合、選挙会のみ開催(選挙会は選挙管理者、選挙立会人が出席)

土地改良区の運営や事業推進に
一生懸命取り組んで下さる方に
立候補をお願いします。